

専利審査指南改正草案（意見募集稿） 改正対照表

2013年10月22日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

『専利審査指南改正草案』(意見募集稿)

改正対照表

『専利審査指南』 (2010年2月1日より施行)	『専利審査指南改正草案』 (意見募集稿)
<p data-bbox="395 600 624 633" style="text-align: center;">第一部分第三章</p> <p data-bbox="204 663 552 696">4.2 意匠の図面又は写真</p> <p data-bbox="204 725 746 1317">専利法 59 条 2 項の規定によると、意匠専利権の保護範囲は図面又は写真に示された当該製品の意匠を基準とし、簡単な説明は図面又は写真が示す当該製品の意匠の解釈に使用することができる。専利法 27 条 2 項の規定によると、出願人が提出する関連図面又は写真は専利保護を求める製品の意匠を明らかに示していなければならない。</p> <p data-bbox="268 1352 331 1375" style="text-align: center;">……</p> <p data-bbox="204 1408 746 1816">平面製品の意匠については、製品のデザイン要点が1つの面だけに係わっている場合、当該面の正投影図だけを提供して良いとする。デザイン要点が2つの面に係わっている場合、当該2つの面の正投影図を提供しなければならない。</p>	<p data-bbox="970 600 1198 633" style="text-align: center;">第一部分第三章</p> <p data-bbox="778 663 1126 696">4.2 意匠の図面又は写真</p> <p data-bbox="778 725 1321 1317">専利法 59 条 2 項の規定によると、意匠専利権の保護範囲は図面又は写真に示された当該製品の意匠を基準とし、簡単な説明は図面又は写真が示す当該製品の意匠の解釈に使用することができる。専利法 27 条 2 項の規定によると、出願人が提出する関連図面又は写真は専利保護を求める製品の意匠を明らかに示していなければならない。</p> <p data-bbox="842 1352 906 1375" style="text-align: center;">……</p> <p data-bbox="778 1408 1321 1816">平面製品の意匠については、製品のデザイン要点が1つの面だけに係わっている場合、当該面の正投影図だけを提供して良いとする。デザイン要点が2つの面に係わっている場合、当該2つの面の正投影図を提供しなければならない。</p> <p data-bbox="778 1845 1321 2007">グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠については、提供される図面はグラフィカルユーザインターフェ</p>

必要な際、出願人は当該意匠製品の展開図、断面視図、断面図、拡大図及び状態遷移図を提供しなければならない。

……

4.3 簡単な説明

専利法第 59 条 2 項に、意匠権の保護範囲は、図面又は写真に示す当該製品の意匠を基準とし、簡単な説明は、図面又は写真に示す当該製品の意匠の解釈に用いることができる、と定めている。

……

(6) 意匠に係わる製品がセット製品に属する場合は、必要に応じて各セット部品が対応する製品の名称を明記する。

一スの位置を表示できる製品全体の意匠図を含むものでなければならない。グラフィカルユーザインターフェースが動的図案である場合、出願人が少なくとも 1 つの状態を表す前記製品全体の意匠図を提供すべきであって、その他の状態については、キーフレームの図面だけを提供すればよいとする。提供される図面は、動的図案における動画の変化傾向を唯一確定できるものでなければならない。

必要な際、出願人は当該意匠製品の展開図、断面視図、断面図、拡大図及び状態遷移図を提供しなければならない。

……

4.3 簡単な説明

専利法第 59 条 2 項に、意匠権の保護範囲は、図面又は写真に示す当該製品の意匠を基準とし、簡単な説明は、図面又は写真に示す当該製品の意匠の解釈に用いることができる、と定めている。

……

(6) 意匠に係わる製品がセット製品に属する場合は、必要に応じて各セット部品が対応する製品の名称を明記する。

<p>簡単な説明には、商業的な宣伝文句を用いてはならず、且つ製品の性能と内部構造の説明に用いてはならない。</p> <p>7.2 製品の形状、図案又はその組合せ、並びに色彩と形状、図案との組合せ</p> <p>意匠を構成しているのは製品の意匠要素又は要素の組合せである。その中に形状、図案又はそれらの組合せ、並びに色彩と形状、図案との組合せが含まれる。製品の色彩は単独で意匠を構成することができないが、製品の色彩の変化そのものが図案になる場合は除く。意匠を構成し得る組合せとして、製品の形状、製品の図案、製品の形状と図案、製品の形状と色彩、製品の図案と色彩、製品の形状、図案と色彩が含まれる。</p> <p>.....</p>	<p>(7) グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠専利出願については、グラフィカルユーザインターフェースの用途を明記しなければならず、必要に応じて、グラフィカルユーザインターフェースのデザインについて説明を行う。例えば、製品におけるグラフィカルユーザインターフェースの位置、インタラクティブモード及び変化状態などを説明する。</p> <p>簡単な説明には、商業的な宣伝文句を用いてはならず、且つ製品の性能と内部構造の説明に用いてはならない。</p> <p>7.2 製品の形状、図案又はその組合せ、並びに色彩と形状、図案との組合せ</p> <p>意匠を構成しているのは製品の意匠要素又は要素の組合せである。その中に形状、図案又はそれらの組合せ、並びに色彩と形状、図案との組合せが含まれる。製品の色彩は単独で意匠を構成することができないが、製品の色彩の変化そのものが図案になる場合は除く。意匠を構成し得る組合せとして、製品の形状、製品の図案、製品の形状と図案、製品の形状と色彩、製品の図案と色彩、製品の形状、図案と色彩が含まれる。</p> <p>.....</p>
--	--

図案とは、あらゆる線、文字、符号、カラーブロックの配列や組合せにより、製品の表面に成された図形を言う。図案は、製図又はその他デザイナーの図案デザインの構想を具現する手段により制作しても良い。製品の図案は固定しており、目に見えるものでなければならない。あったり、なかったり、又は特定な条件に限って見えるものであってはならない。

.....

7.4 意匠専利権を付与しない場合

専利法 2 条 4 項の規定に基づき、以下の項目は意匠専利権を付与しない状況に該当する。

.....

(10) 文字、数字の発音、意味は意匠の保護内容に該当しない。

(11) 製品に電気を入れた後で顕示する図案。例えば、デジタル時計のディスプレイで表示される図案、携帯電話のディスプレイで表示された図案、ソフトウェアのインターフェースなど。

図案とは、あらゆる線、文字、符号、カラーブロックの配列や組合せにより、製品の表面に成された図形を言う。図案は、製図又はその他デザイナーの図案デザインの構想を具現する手段により制作しても良い。

.....

7.4 意匠専利権を付与しない場合

専利法 2 条 4 項の規定に基づき、以下の項目は意匠専利権を付与しない状況に該当する。

.....

(10) 文字、数字の発音、意味は意匠の保護内容に該当しない。

(11) **ヒューマンコンピュータインタラクションと関係なく、又は製品機能の実現と無関係な製品表示装置に表示された図案。例えば、パワーオン・オフの際におけるヒューマンコンピュータインタラクション及び製品機能の実現と無関係なスクリーン壁紙・画面、製品機能の実現と無関係なウェブサイト・ウェブページにおける画像や文字の組版・ゲームのインターフェース。**

第四部分第五章

6.1 同一又は類似する種類の製品 における公知意匠との比較

一般消費者が係争意匠と引例意匠を全体観察することにより、両者の相違点は製品の意匠全体の視覚効果に顕著な影響を与えないと認識している場合には、係争意匠は公知意匠と比べて明らかな相違がないことになる。顕著な影響についての判断は、種別の同一又は類似する製品の意匠に限る。

係争意匠が種別の同一又は類似する製品の公知意匠と比べて明らかな相違があるか否かを確定する際は一般的に、以下に挙げる要素も統合的に考慮すべきである。

……

注意すべきことは、意匠の簡単な説明におけるデザイン要点で言うデザ

第四部分第五章

6.1 同一又は類似する種類の製品 における公知意匠との比較

一般消費者が係争意匠と引例意匠を全体観察することにより、両者の相違点は製品の意匠全体の視覚効果に顕著な影響を与えないと認識している場合には、係争意匠は公知意匠と比べて明らかな相違がないことになる。顕著な影響についての判断は、種別の同一又は類似する製品の意匠に限る。

係争意匠が種別の同一又は類似する製品の公知意匠と比べて明らかな相違があるか否かを確定する際は一般的に、以下に挙げる要素も統合的に考慮すべきである。

……

(5) グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠出願については、係争専利のその他の部分のデザインが慣用設計にあたる場合、そのグラフィカルユーザインターフェースは全体の視覚効果により顕著な影響を与える。

注意すべきことは、意匠の簡単な説明におけるデザイン要点で言うデザインは、必ずしも意匠全体の視覚効果

インは、必ずしも意匠全体の視覚効果に対して顕著な影響を与えることにならず、必ずしも係争意匠と引例意匠とを比べて明らかな相違があることにならない。例えば、自動車の意匠において、簡単な説明ではそのデザイン要点が自動車の底面にあると指摘しても、自動車の底面のデザインは自動車全体の視覚効果に対して顕著な影響を与えない。

顕著な影響についての判断方式は、本章第 5.2 節の規定を参照する。

に対して顕著な影響を与えることにならず、必ずしも係争意匠と引例意匠とを比べて明らかな相違があることにならない。例えば、自動車の意匠において、簡単な説明ではそのデザイン要点が自動車の底面にあると指摘しても、自動車の底面のデザインは自動車全体の視覚効果に対して顕著な影響を与えない。

顕著な影響についての判断方式は、本章第 5.2 節の規定を参照する。